

学校法人会計と企業会計との違い

学校法人も企業も経済活動を営んでいる点では同じですが、その事業目的には大きな違いがあります。

学校法人は、学校を運営しその目的である教育・研究活動を遂行することであり、企業のように営利を目的とすることはできません。

企業会計は、計算書類からその経営成績を知ることにはありますが、学校法人会計は計算書類によって安定的、継続的に教育研究活動が行われているか否かを知ることにはあります。

学校法人の収入の多くが、自由に増額することが難しい学生生徒の入学金や授業料、国や地方公共団体からの補助金であり、支出に関しても教育・研究の発展のために支出を削減することは難しいことが特徴です。

国または地方公共団体から補助金の交付を受ける学校法人は、「学校法人会計基準」に従い会計処理を行い、計算書類を作成しなければなりません。

今年度、学校法人会計基準は、学校法人の作成する計算書類等の内容が一般にわかりやすく、社会から一層求められている説明責任を的確に果たすことができるものとする、また、学校法人の適切な経営判断に一層資するものとする考え方に基づき、大幅に改正されました。

「資金収支計算書」（内訳に活動区分収支計算書が加わる）「事業活動収支計算書」（旧消費収支計算書）「貸借対照表」の各計算書類の作成が義務づけられています。

	学校法人会計	企業会計
事業目的	教育・研究活動	利潤追求の経済活動
会計処理ルール	学校法人会計基準	企業会計原則
作成書類	資金収支計算書 事業活動収支計算書 貸借対照表	キャッシュフロー計算書 損益計算書 貸借対照表
利益処分	なし	あり